

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
パン，シーベリー，非常用糧食用	G Q－N 1 7 0 0 6 9 E	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 元年 1 0 月 3 0 日
	変 更	令和 7 年 2 月 4 日
	作成部隊等名	補給統制本部 需品部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する非常用糧食の構成品のパン，シーベリー，非常用糧食用について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1による。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は，“パン，シーベリー”とする。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G Q－N 1 7 0 0 5 3 非常用糧食通則，0 1 改

b) 法令等

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）

計量法（平成4年法律第51号）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）

食品表示法（平成25年法律第70号）

2 製品に関する要求

2.1 全般

この製品は，“食品衛生法”，“日本農林規格等に関する法律”及び関係規則に基づき製造されたものでなければならない。

2.2 材料

材料は，表1による。

表1－材料

区分	規定又は基準
ミックス粉	小麦粉を主体とし、糖類、植物油脂、植物性たん白、脱脂粉乳、塩、乳化剤などを加えたもの
豆乳加工品	豆乳に糖類などを加えたもの
マーガリン	植物油脂、発酵乳、脱脂粉乳、塩、チーズ風味濃縮物、酵母エキス、乳化剤、香料、着色料などを混合したもの
シーベリー果汁加工品	シーベリー果汁にグラニュー糖、トレハロース、増粘多糖類などを加えたもの
チョコレート	糖類、ココアバター、植物油脂、全粉乳、生クリーム、還元水飴、脱脂粉乳、バターオイル、乳化剤、香料などを混合したもの
パン酵母	食品衛生上無害なもの
酸化防止剤（ビタミンE）	植物性油脂から得られたミックストコフェロールとし、d- α -トコフェロール、d- β -トコフェロール、d- γ -トコフェロール及びd- δ -トコフェロールを主成分としたもの

2.3 加工

加工は、次による。

- 表2の材料を全て合わせ、よくこねた後、生地を分割（1個60 g以上）する。
- 分割した生地を丸め、1個ずつ2.7.2 c)のグラシン紙が敷かれた2.7.2 b)のマフィンカップに入れる。
- 焙炉で発酵させた後、オーブンで焼成する。

2.4 配合

配合は、表2を標準とする。

表2－配合

材料	単位 %
	割合
ミックス粉	60.42
豆乳加工品	12.09
マーガリン	9.06
シーベリー果汁加工品	6.04
チョコレート	6.04
パン酵母	2.72
酸化防止剤（ビタミンE）	微量
水	3.63

2.5 充填

焼成したパンを1個ずつ2.7.2 a)の包装袋へ詰め、袋内の空気を脱気して窒素充填し口を閉じた後、高温スチーム殺菌して製品とする。

2.6 内容量

内容量は、1包装で1個入り55 g以上とする。

2.7 品質

2.7.1 品位

品位は、次による。

- 香味良好で、異味異臭がなく、きょう雑物などの混入を認めない。

b) 形状は、潰れ、割れなどの不成形なものを認めない。

2.7.2 容器

容器は、次による。

a) **包装袋** 包装袋は、次による。

1) **形状** 形状は、袋状容器とし、細部は、製造者の仕様による。

2) **材料・構造** 材料及び構造は、外側からポリエステル（ $12\ \mu\text{m}$ ）、アルミニウムはく（ $7\ \mu\text{m}$ ）、ナイロン多層フィルム（ $15\ \mu\text{m}$ ）及びリニアポリエチレン（ $50\ \mu\text{m}$ ）を主材とし、細部は、製造者の仕様による。

3) **厚さ** 厚さは、 $93\ \mu\text{m} \pm 10\ \mu\text{m}$ とする。

4) **寸法** 寸法は、幅 $150\ \text{mm}$ ×長さ $210\ \text{mm}$ を標準とする。

5) **ノッチ** ノッチは、U形又はベース形とし、上部又は下部を標準として、両サイドで機能を発揮する位置とする。

b) **マフィンカップ** マフィンカップは、次による。

1) **形状** 形状は、四角型のカップ形状容器とし、細部は、製造者の仕様による。

2) **材料・構造** 材料及び構造は、クラフト耐油紙 $310\ \text{g/m}^2$ とし、細部は、製造者の仕様による。

3) **寸法** 寸法は、幅 $65\ \text{mm}$ ×長さ $65\ \text{mm}$ ×高さ $42\ \text{mm}$ を標準とする。

c) **グラシン紙** グラシン紙は、次による。

1) **形状** 形状は、カップ形状とし、細部は、製造者の仕様による。

2) **材料・構造** 材料及び構造は、グラシン紙 $30.5\ \text{g/m}^2$ とし、細部は、製造者の仕様による。

3) **寸法** 寸法は、直径 $65\ \text{mm}$ ×高さ $29.5\ \text{mm}$ を標準とする。

d) **堅ろう性** 堅ろう性は、GQ-N170053の2.3による。

2.8 外観

外観は、きず、汚れなどの有害な欠点がなく、密封が完全で、仕上がりが良好でなければならない。

2.9 製品の表示

2.9.1 全般

製品の表示は、“食品表示法”及び“計量法”の規定に基づく。

2.9.2 表示方法

表示方法は、GQ-N170053の2.7.1による。

2.9.3 表示項目

表示項目は、製品の呼び方、名称（契約の相手方が定める名称）、原材料名（添加物に含まれる特定原材料などを含む。また、重量の割合が最も高いものについては原産地を記載する。）、添加物（原材料名の欄の後ろに、“／”で区切り添加物を記載してもよい。）、殺菌方法、内容量、賞味期限、保存方法、製造者又は販売者、製造所（製造者又は販売者と同一の場合は省略してもよい。）及び栄養成分表示とする。

2.9.4 表示要領

表示要領は、製造者の仕様による。

2.9.5 ロット番号

ロット番号は、適宜の位置に表示してもよい。

2.9.6 容器包装識別表示

容器包装識別表示は，“容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律”に基づく識別表示を適宜の位置に表示する。

3 品質保証

品質保証は，GQ-N170053の**箇条3**による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

5 その他の指示

5.1 承認用見本など

契約の相手方は，製造に先立ち，**表3**に示す承認用見本などを契約担当官等に提出し，外観及び製品の表示について承認を受けなければならない。ただし，調達要領指定書によって指定する場合を除き，契約の相手方が同一年度に同一品目の契約実績があり，同一製造体制で製造する場合は，省略してもよい。

表3ー承認用見本など

種類		数量	規定
承認用見本	容器	1	2.7.2による。
提出書類	包装材料証明	4	
	材料証明	4	2.2による。
	製造工程表	4	2.3，2.4及び2.5による。

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，GLT-CG-Z000001の8.3による。